



令和2年11月17日

法務大臣 上川 陽子 様

認定 NPO 法人 DPI 日本会議  
特定非営利活動法人しあわせなみだ  
市民の人権擁護の会日本支部

## 「障害に乗じた性犯罪」処罰規定創設を求める要望書

私たちは障害児者の性的人権の保障に関わる団体です。

海外では、障害がある人は、ない人の約3倍、性犯罪を経験するリスクが高いことが、調査を通じて明らかにされ<sup>1</sup>、性犯罪規定に反映されています<sup>2</sup>。この課題に関する市民の関心は高く、多くのメディア<sup>3</sup>でも取り上げられています。

法務省の統計では、平成30年度に検察庁が送付を受けた、被害者に障害のある「強姦等罪」43件は、すべて不起訴となっています<sup>4</sup>。

「障害者の権利に関する条約」に定められた「司法手続の利用の機会」<sup>5</sup>を実現するために、日本でも、障害のある被害者が、障害特性を踏まえた適切な支援を受け、裁判ができる権利が保障されるよう、以下を要望します。

1. 刑法性犯罪処罰規定に「被害者が障害児者であることに乗じた性犯罪」を創設してください。
2. 子どもに対して実施されている、「司法面接的手法を用いた事情聴取」の対象を、障害児者にも拡大してください
3. 上記1、2を実現するために、現在法務省で開催されている「性犯罪に関する刑事法検討会」にて、障害に関する論点を検討してください。

<sup>1</sup> たとえば2006年にBrownridgeがカナダの15歳以上の男女25,876人に実施した調査では、過去5年間の暴力について、女性障害者は健常女性と比べて、性的暴力は3倍高くなっていた、等。岩田千亜紀(2018年)「障害者へのDVなどの暴力についての国際的な動向と課題：文献レビュー」『東洋大学社会学部紀要』55-1, 43-55 file:///C:/Users/thank/Downloads/shakaigakubu55-1\_043-055.pdf

<sup>2</sup> 法務省『性犯罪に関する刑事法検討会 第5回会議(令和2年8月27日)』「資料25 諸外国の性犯罪規定の概要(「暴行」・「脅迫」, 「心神喪失」・「抗拒不能」を要件とする規定, 相手方が性的行為に同意していないことを要件とする規定)」「資料28 諸外国の性犯罪規定の概要(性的行為の当事者間に一定の地位・関係性が存することや性的行為の相手方が脆弱性を有すること等を要件とする規定)」[http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12\\_00059.html](http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00059.html)

<sup>3</sup> たとえば2019年5月6日付『毎日新聞』、2019年7月11日「NHK福岡」等

<sup>4</sup> 法務省『第14回性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ(令和2年3月30日)』「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ取りまとめ報告書別紙一覧」[http://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04\\_00032.html](http://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00032.html)

<sup>5</sup> 『障害者の権利に関する条約』第十三条 1 締約国は、障害者が全ての法的手続(捜査段階その他予備的な段階を含む。)において直接及び間接の参加者(証人を含む。)として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適した配慮が提供されること等により、障害者が他の者との平等を基礎として司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保する。2 締約国は、障害者が司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保することに役立てるため、司法に係る分野に携わる者(警察官及び刑務官を含む。)に対する適当な研修を促進する。